

平成 12 年 1 月 13 日

各 位

株式会社 大 京
広報室長 大越 武

マンション基本性能（構造・雨水浸入）の 10 年保証を“前倒し”

①平成 12 年 1 月 1 日売買契約分からで

②平成 11 年 4 月 1 日以降完成物件までを対象に

株式会社大京（本社：東京都渋谷区、社長：長谷川正治）は、本年 4 月から「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」とする）」が施行される予定となったことに対応し、マンション基本性能（構造・雨水浸入）の 10 年保証期間を、①1 月 1 日売買契約分からの前倒し導入し、②しかも、対象物件は平成 11 年 4 月 1 日以降完成物件からという、思い切った前倒し保証を決めましたので、お知らせします。

大京は、マンションの品質性能につきましては、このほど社内に「品質性能委員会」を設置し、お客様第一主義の総合的な体系づくりをはじめました。

まず、その手始めに、今回の品確法に対応した 10 年保証の前倒し導入を決めましたが、これに続いて、

- ①瑕疵担保責任に対応した引当金（積立金）保険制度導入の検討、
- ②品確法のもう一つの大きなテーマの「住宅性能表示制度の創設」に対応した大京の「自社の性能表示基準」の策定、
- ③ご購入契約し、ご入居されますお客様が完成引き渡し時点に、お部屋を自らチェックするシステムの導入——などを推進していく方針です。

大京では、2000 年の会社経営のスローガンとして「品質性能のライオンズマンション」、「クオリティ・アンド・バリューのライオンズマンション」を高く掲げました。今回の品質性能に関する決定は、この内容の具体的な肉付け・実践となるものです。

記

1. 瑕疵担保責任の保証期間 10 年間に前倒し実施

瑕疵担保責任については、「アフターサービス規準」の「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に係る構造（躯体）と雨水浸入に関する保証期間を 10 年間に延長することといたします。

この 10 年保証を、4 月施行予定を前倒しして、①平成 12 年 1 月 1 日からの新規売買契約締結住戸から導入し、②その適用対象は平成 11 年 4 月 1 日以降の完成物件といたします。

2. 品確法を実行するための瑕疵担保責任に対応した引当金（積立金）保険制度の導入検討

3. 住宅性能表示制度の導入

品確法の施行に伴い、「性能表示制度」が創設されることから、大京では、「性能表示基準」を策定することといたします。

4. ご購入契約し、ご入居されますお客様が完成引き渡し時点にお部屋を自らチェックするシステムの導入

マンション完成時点において、購入契約いたしましたお客様にチェック器具（水平スケールなど）をお貸しして、お客様自らが構造や床、壁等の品質性能をチェックしていただくことを実施いたします。チェック器具は当社にて用意しております。

すでに、1月から部分的に導入実施いたしております。

以上

この件に関する問い合わせ先

株式会社大京 広報室 03-3475-3802